

諮問番号：令和6年度 諒問第9号及び第10号

答申番号：令和7年度 答申第1号

答 申 書

第1 本審査会の結論

諒問第9号事件及び諒問第10号事件のいずれも、裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断（後記第4の1）は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

札幌市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第13号。以下「条例」という。）に基づく医療費の助成（以下「本件助成」という。）の所得制限に係る限度額（以下「所得限度額」という。）を超えた理由は、諒問第9号事件の審査請求人（以下「請求人A」という。）及び諒問第10号事件の審査請求人（以下「請求人B」という。）（以下これらを「請求人ら」という。）の父（以下「父」という。）の単身赴任による手当（以下「単身赴任手当」という。）が所得に含まれたことである。単身赴任による二重生活をするに当たり出費が増え、手元に残る金額は以前より減少しているにもかかわらず、所得限度額を○円超えたことで助成されなくなると病院に行きづらくなることから、処分庁が令和6年7月18日付け札東保福（医）第1303号により行った、請求人らを対象とする本件助成の受給資格喪失処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求める。

なお、弁明書及び審理員意見書においては、父を審査請求人としているが、審査請求書における審査請求人の氏名の記載欄においては、請求人らの氏名が記載されていることから、本審査会においては当該記載を基にした答申を行う。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

本件各処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

- ア 平成25年11月18日、父は、処分庁に対し、同年○月○日に出生した請求人Aを対象者とする、子ども医療費助成受給資格登録申請書を提出した。
- イ 処分庁は、父に対し、請求人Aを対象者として平成25年○月○日から平成26年7月31日までを有効期限とする札幌市子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付した。
- ウ 処分庁は、父に対し、平成26年から令和5年までの間、請求人Aを対象者として当該各年の8月1日から翌年7月31日までを有効期限とする受給者証を交付した。
- エ 平成29年6月12日、父は、処分庁に対し、同年○月○日に出生した請求人Bを対象者とする、子ども医療費助成受給資格登録申請書を提出した。
- オ 処分庁は、父に対し、請求人Bを対象者として平成29年○月○日から同年7月31日までを有効期限とする受給者証を交付した。
- カ 処分庁は、父に対し、平成29年から令和5年までの間、請求人Bを対象者として当該各年の8月1日から翌年7月31日までを有効期限とする受給者証を交付した。
- キ 令和6年7月18日、処分庁は、父の所得が、所得限度額以上となったことを理由に、本件各処分を行った。
- ク 令和6年8月7日、請求人らは、札幌市長に対し、本件各処分の取消しを求めて審査請求を行った。

(2) 判断

本件各処分は、関係法令等の規定に基づいて行われているものであると判断され、処分庁の決定に違法又は不当な点は認められない。

(3) 請求人らの主張について

請求人らは、所得限度額を超えた理由が、単身赴任手当が所得に含まれたことや、所得限度額を○円超えたことで本件助成が対象とならないと病院に行きづらくなると主張する。

しかし、市町村民税における法令において、単身赴任手当を所得から控除する

規定はなく、また、子どもの生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）の所得が所得限度額以上であっても本件助成の対象となるような例外の規定も存在しないことから、請求人らの主張には理由がない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和6年又は令和7年）

9月3日	審査庁（札幌市長）が、請求人らが行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
10月3日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
2月14日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
2月20日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 質問説明書の要旨

1 裁決についての審査庁の考え方

質問第9号事件及び質問第10号事件のいずれも、本件請求を棄却する。

2 争点及びこれについての審査庁の考え方

(1) 争点

本件助成に係る所得の範囲及びその額の計算方法について

(2) 争点についての審査庁の考え方

後記第6の3(1)から(4)までと同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過等

3月10日	審査庁が、本審査会に質問
5月21日	第1回調査審議の実施（令和7年度第1回札幌市行政不服審査会） ※質問第9号事件及び質問第10号事件に係る調査審議の手続を併合

第6 本審査会の判断の理由

1 調査審議の手続の併合

本件各処分は、請求人らに係る本件助成の受給資格喪失処分であり、事案の内容

及び争点が共通するものであるため、調査審議の手続を併合することとした。

2 本件各処分に關係する法令等の規定について

(1) 本件助成の対象者について

本件助成の対象となる子どもは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は条例別表に定める医療保険各法による被扶養者で、次に掲げる要件を備えているものとされている(条例第2条)。

ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民票に記載されていること。

イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。

(2) 所得限度額について

生計維持者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の助成にあっては、前々年の所得。以下「所得限度額と比較する所得」という。)が、札幌市子ども医療費助成条例施行規則(昭和48年規則第61号。以下「規則」という。)で定める所得限度額以上であるときは、当該子どもを本件助成の対象者としないとされている(条例第2条の2第1項)。

そして、所得限度額は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第289号)第4条の規定による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)(以下「改正前の児童手当法施行令」という。)第1条の規定による額であり(規則第2条の2第1項)、具体的には次のとおりとなる。

ア 扶養親族等及び扶養親族等でない児童(児童手当法(昭和46年法律第73号)第3条第1項に規定する児童で、生計維持者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したもののうち、扶養親族等でないものをいう。以下同じ。)がないとき 6,220,000円

イ 扶養親族等又は扶養親族等でない児童があるとき 6,220,000円に、扶養親族等(30歳以上70歳未満の所得税法に規定する扶養親族にあっては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。)又は扶養親族等でない児童1人につき380,000円(当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者

又は老人扶養親族1人につき440,000円)を加算した額

(3) 所得限度額と比較する所得の範囲について

所得限度額と比較する所得の範囲は、改正前の児童手当法施行令第2条の規定を準用するとされ、同条では市町村民税についての地方税法(昭和25年法律第226号)その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいうとされている(条例第2条の2第2項、規則第2条の2第2項及び改正前の児童手当法施行令第2条)。

(4) 所得限度額と比較する所得の額の計算方法について

所得限度額と比較する所得の額については、各年中の所得額から、改正前の児童手当法施行令第3条第2項各号に掲げる者についてそれぞれ定める額を控除した額となり、各年中の所得額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る各所得額の合計額から80,000円を控除した額となる。また、当該各所得額のうち、総所得金額については、所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する場合には、同条第2項の規定により計算した金額から100,000円を控除して得た金額となる。さらに、その年中の給与等の収入金額が8,500,000円を超える居住者で、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、その年中の給与等の収入金額から8,500,000円を控除した金額の100分の10に相当する金額を、その年分の給与所得の金額から控除することとなる(条例第2条の2第2項、規則第2条の2第2項、改正前の児童手当法施行令第3条第1項及び改正前の租税特別措置法第41条の3の3第1項)。

なお、上記以外に、単身赴任手当を含めた給与所得の一部について所得限度額と比較する所得の額から控除する規定及び本件助成の対象者の事情について特別の考慮を行う規定はない。

3 本件各処分について

(1) 本件各処分時における父の所得限度額について

本件各処分時において、父が請求人らの生計維持者に該当すること及び父の扶養親族等の数が3人であることについて、争いはない。

本件各処分時における父の所得限度額は、前記2(2)イに照らすと、6,220,000円に1,140,000円(380,000円に3を乗じた額)を加

えた 7, 360, 000 円となる。

(2) 父の所得限度額と比較する所得について

令和 5 年 1 月から 12 月までの期間における父の給与収入等は次のとおりである。

ア 納入額 ○円 (前記第 3 の 1 (1) キ(ア))

なお、請求人の主張によると、単身赴任手当は、この中に含まれている。

イ 納入額 1, 950, 000 円 (所得税法第 28 条第 3 項第 5 号に掲げる額)

ウ 所得金額調整控除額 ○円 (○円 (前記ア) から 8, 500, 000 円を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額。改正前の租税特別措置法第 41 条の 3 第 1 項)

よって、父の総所得金額は、○円 (アの納入額からイの納入額、ウの所得金額調整控除額及び 100, 000 円 (改正前の児童手当法施行令第 3 条第 1 項) を控除した額) であり、この額から 80, 000 円を控除した (改正前の児童手当法施行令第 3 条第 1 項。同条第 2 項各号に掲げる者にはいずれにも該当しない) ○円が本件助成に係る父の所得となる。

(3) 小括

以上のとおり、本件各処分における父の所得 (○円) は、所得限度額 (7, 360, 000 円) 以上となり、これにより請求人らは本件助成の対象外となる。

(4) 請求人らの主張について

請求人らは、実際は単身赴任による二重生活で手元に残る金額が少なくなっているにもかかわらず、この事情を考慮せず、父の単身赴任手当が本件助成に係る父の所得に含まれ、当該所得が所得限度額以上となったことにより、請求人らが本件助成の対象でなくなったことについて、不服を申し立てている。

しかしながら、前記 2 で述べたとおり、条例又は規則に単身赴任手当を所得から控除する規定や請求人らが主張する事情について特別の考慮を行う規定は存在せず、請求人の主張に理由はない。

なお、本件各処分が条例及び規則に即したものであるとしても、条例又は規則において上記の規定が存在しないことが違法である場合は、本件各処分についても違法となり得ると解される。

この点、本件助成の制度は子どもの医療費を助成することによってその保健の向上及び福祉の増進を目的としており、子どもが医療機関にかかることによる支出の増加に着目して、その負担の軽減を行う社会保障の性質を有する制度であり、生計維持者の所得に応じて、本件助成の対象者を制限することは十分に合理的であることから、その所得の範囲及びその額の計算方法をどのように定めるかについては、本市の裁量の範囲に属する事柄であると解される（平成16年9月9日名古屋地方裁判所判決参照）。

本件助成の対象者、所得限度額、所得限度額と比較する所得の範囲及び当該所得の額の計算方法については前記2において述べたとおりであるところ、単身赴任手当を所得の範囲に含めること及び請求人らが主張する事情を考慮した特別の控除をしないことが著しく合理性を欠き明らかに裁量権の逸脱・濫用があるとはいえない。

よって、条例又は規則に単身赴任手当を所得から控除する規定や請求人らが主張する事情について特別の考慮を行う規定が存在しないことは、違法ではないと解するのが相当である。

4 結論

前記3のとおり、本件各処分は法令に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がない。その他、本件各処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

令和7年（2025年）5月27日

札幌市行政不服審査会

委員（会長） 片桐由喜
委員 中島正博
委員 津田智成